

草津温泉協会と

「湯ったりあったか元気倍増事業」を始めました

4月1日から、市民であれば、いつでも優待料金で回数の制限なく、草津温泉の施設に宿泊できます。

利用できる施設など、詳しくは地域づくり支援課まで問い合わせください。

▼問い合わせ 同課くらし安心担当（内線2502）

倒産・解雇、雇い止めなどで

国民健康保険税が軽減されます

▼対象 離職日の翌日から翌年度末までの期間において次に該当し、求職者給付（基本手当など）を受ける方

①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などにより離職した方）

②雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどにより離職した方）

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方。

※高年齢受給資格者および特例受給資格者は対象なりません。

▼軽減額 国民健康保険税は前年の所得などにより算定されますが、前年の給与所得をその100分の30とみなして算定します。

▼軽減期間

離職の翌日から翌年度末まで
※雇用保険の求職者給付を受ける期間とは異なります。

※届け出が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができます。

▼届け出 この軽減措置を受けるためには、届け出が必要です。雇用保険受給資格者証を持参のうえ、保険年金課で届け出を行ってください。

▼問い合わせ 同課国保担当（内線271・272・273）

埼玉県食品表示調査員を募集します

県では、食品表示のモニター活動をしていただく方を募集します。

▼任期 6月～平成25年3月

▼内容 食品販売店で日常の買い物しながら、食品表示の有無などを確認し、定期的に報告する（年間20店舗程度）。

▼研修 6月11日（熊谷市）または12日（さいたま市）の午後、指定する会場で研修予定

▼対象 県内在住で20歳以上の方

▼募集人数 100人

▼謝金 報告に応じて年間8千円

▼その他 応募者多数の場合は選考となります（選考結果は5月中旬に通知予定）。

▼応募方法 住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号、職業、応募理由（100

字程度）を明記のうえ、4月23日（必着）までに、はがき、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【郵送】〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県農林部農産物安全課総務・JASS法担当【FAX】048-8300-4802【Eメール】a407006@pref.saitama.jp

▼問い合わせ 同課総務・JASS法担当 ☎048-8300-4110

東日本大震災および福島第一原子力発電所の事故で避難された方の水道料金・下水道使用料の減免措置期間を延長します

▼期間 平成25年3月使用分まで※すでに減免措置を適用している方の再申請は不要

▼対象 ①東日本大震災および福島第一原子力発電所の事故により避難された方で市内に居住している使用者

②東日本大震災および福島第一原子力発電所の事故により避難された方を受け入れている世帯の使用者

▼内容 ①については全額減免

②については前々年（震災前）同月の使用量と比較し、超過分を減免

▼申請書類 水道課で配布している「水道料金等軽減・免除申請書」に必要事項を記入し、必要書類（り災証明書または被災地に住んでいたことが分かる書類の写し）を添付のうえ、同課（前谷1-1 水道庁舎）へ直接提出してください。

▼申し込み・問い合わせ 同課業務担当 ☎553-0131

白河市への下水道災害

復旧支援を延長します

本市では、東日本大震災発生直後から友好都市である福島県白河市に、下水道業務を経験した土木技術職員を派遣し、下水道施設の災害復旧支援をしています。白河市の下水道施設は、液状化などにより大きな被害を受け、現在も復旧作業が行われています。白河市の一日も早い復旧を支援するため、引き続き8月末まで、技術職員の派遣を延長し、被害の調査や設計および施工監督業務などを行います。



液状化により隆起した下水管

▼問い合わせ 下水道課工務担当 ☎564-0303

住宅改修資金補助制度を1年延長します

市内の施工業者を利用して個人所有住宅の改修工事を行った場合に、その工事費の一部を補助しています。この制度は、平成23年度で終了する予定でしたが、東日本大震災の影響を考慮して、平成24年度も実施します。

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内在住の方 ・ 改修工事を行う住宅の所有者で、現在居住している方 ・ 市税の滞納がない方 ・ 市が実施する他の同様の補助や助成を受けていない方
対象となる工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居部分に関する修繕、改装工事 ・ 消費税を除く工事費が20万円以上の工事 ・ 市内業者が行う工事 ・ 平成25年3月31日までに終了する工事
補助金額	消費税を除く工事費の5%相当額(上限70,000円)
必要書類	①申請書 ②住民票 ③納税証明願 ④固定資産税課税明細書の写しまたはそれに準じるもの ⑤工事見積書の写し ⑥現場写真 ※①③の様式は商工観光課で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必ず工事着工前に申請してください(工事着工後または完了済みの方の補助はできませんのでご注意ください)。 ・ 制度の利用は住宅一棟につき1回限りとなります。 ・ 予算の範囲内での補助となりますので、年度途中で終了する場合があります。

▶申し込み・問い合わせ 商工観光課商工振興担当(内線383)

固定資産の確認に 縦覧・閲覧ができます

固定資産税の納税に先立ち、「縦覧帳簿の縦覧」や「固定資産課税台帳の閲覧」によって、固定資産の内容を確認することができます。

《縦覧帳簿の縦覧》

土地または家屋に固定資産税が課税されている方は、縦覧帳簿で市内の土地または家屋の価格を縦覧することができます。

▼日時 4月1日(日)～5月31日(木) (土曜日、祝日、4月29日(日)および5月6日(日)を除く)

【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分

【日曜日】午前8時30分～正午

▼場所 税務課資産税担当

《固定資産課税台帳の閲覧》

固定資産税の納税義務者は、4月1日から平成24年度課税台帳を閲覧し、所有する固定資産の課税内容を確認することができます。

また、借地および借家人も、賃借権などの目的である固定資産に限って閲覧することができます。その際、賃貸借契約書などの確認を必要としますので、詳しくは同課資産税担当まで問い合わせください。

お願い

税務課窓口では、縦覧および閲覧ができるかどうかを確認するため、運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを提示していただいています。また、代理の方が来る場合は、委任状なども併せて持参してください。ご協力をお願いします。

工場立地法の改正により 4月1日から届け出窓口が 変わります

▼問い合わせ 同課資産税担当(内線263・264)

工場立地法とは、工場立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われるように定められたものです。工場の新設・増設などを行う際は、事前に届け出を行うことを同法で義務付けています。

4月1日から法律が改正されたため、同法の相談窓口および届け出の権限が市に移りました。

▼対象工場

【業種】製造業(物品の加工修理業を含む)、電気・ガス・熱供給業(水力・地熱発電所を除く)

【規模】敷地面積9千平方メートル以上または建築面積3千平方メートル以上

▼基準の内容

【生産施設面積率】敷地面積の30～65%以下(業種によって異なります)

【緑地面積率】敷地面積の20%以上

【環境施設面積率】敷地面積の25%以上

▼届け出内容

- ・ 特定工場を新設する場合(敷地の拡張、建築物の増設などにより、特定工場に該当することとなる場合を含む)
- ・ 特定工場を変更する場合
- ・ 特定工場の名称、所在地を変更する場合
- ・ 特定工場の届け出をした者の地位を継承した場合

▼届け出期限 工事着工の90日前まで(内容によって30日前までに短縮可)

▼問い合わせ 商工観光課商工振興担当(内線263)

勤労会館を廃止しました

昭和51年5月の開館以来、長年にわたりにご利用いただいた行田市勤労会館は、施設の老朽化が著しいため、3月31日で廃止しました。

また、避難所に指定されていましたが、施設の廃止により、避難所の指定も解除しましたので、同館に避難を予定していた方は、近隣の避難所をご利用ください。

▼問い合わせ 勤労会館廃止について

は商工観光課商工振興担当(内線383)、避難所については防災安全課防災担当(内線262)